

議案第5号

地方自治法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

加西市長 高橋 晴彦

地方自治法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(加西市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 加西市病院事業の設置等に関する条例(昭和42年加西市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(加西市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 加西市水道事業の設置等に関する条例(昭和42年加西市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(加西市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 加西市下水道事業の設置等に関する条例(平成13年加西市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(加西市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 加西市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和4年加西市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(審議資料)

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)が令和6年4月1日に施行されることに伴い、当該条文を引用する関係条例に条ずれが生じるため、所要の改正を行うもの。

**【改正条例】**

- ① 加西市病院事業の設置等に関する条例(昭和42年加西市条例第9号)
- ② 加西市水道事業の設置等に関する条例(昭和42年加西市条例第86号)
- ③ 加西市下水道事業の設置等に関する条例(平成13年加西市条例第11号)
- ④ 加西市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和4年加西市条例第3号)